

議第116号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第45(2)の項を次のように改める。

(2) 家畜に対する注射、薬浴または投薬等の手数料	法第6条第1項の規定に基づき家畜防疫員が行う豚熱予防注射の手数料	1頭1回につき 200円
	法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料	1頭1回につき 50円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。